

豊後高田市ガザミ養殖に関わる運営方針及び施設概要等

検討調査委託業務公募型プロポーザル事業者募集要項

1. 事業概要

本業務は、豊後高田市香々地地域特産の「岬ガザミ」の持続可能な生産体制構築とブランド価値向上による地域経済への波及効果創出を目的とし、陸上養殖に関わる生産・流通条件等の整理、将来的な養殖施設の運営方針、事業性、施設概要、並びにブランディング戦略及び地域経済への波及効果等について検討を行う。

2. 事業の目的・概要

(1) 業務名

豊後高田市ガザミ養殖に関わる運営方針及び施設概要等検討調査委託業務

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(3) 業務目的

本業務は、「岬ガザミ」の安定生産を目指し、陸上養殖に関わる生産・流通条件等を整理するとともに、以下の事項を検討する。

(4) 業務内容

以下の調査・検討を行う。

(ア) 「岬ガザミ」に関わる現状分析

行政関係、水産関連組織等より、既存の水産業振興施策、県管理漁港を含む、水産基盤整備に関する構想・計画、その他基本的な統計等の関連資料に関わる情報を収集する。

豊後高田市の交通条件、人口構造、産業構造、特に、水産業の現状等養殖施設計画の前提となる地域の現況について整理する。水産関連産業や海洋性レクリエーション関連業者等へのヒアリング調査、現地実態調査等をもとに整理を行う。

(イ) 新規漁業用施設（養殖施設）運営の基本方針の検討

施設の整備内容、事業内容の検討を踏まえ、市の観光や水産業振興、まちづくりの中の位置づけ、主要販路の想定、ブランディングの方向性等基本的な運営方針を整理する。

(ウ) 新規漁業用施設（養殖施設）の施設概要の整理と事業性評価

現状分析を踏まえ、「岬ガザミ」の安定的な生産を可能とする、①事業体制、②事業概要（適切な生産規模、機能（面積、設備内容等））による事業性の評価を行う。

<養殖業の事業性評価の観点>

観点	評価項目
①市場動向	過去・現在・将来の動向、市場規模
②経営事業継続力	事業計画、養殖環境、事業継続実績等
③販売力	販路先の確保・拡大、商品開発力等
④動産価値	換金容易性、在庫バランス、将来予想価格等
⑤品質生産管理	餌・稚魚等の仕入れ・網・設備管理(電源等)、品質管理（検査等）、

	加工・出荷等
⑥リスク管理・対策	天災・病気対策、共済・損害保険加入状況、市場リスク等

出典：「養殖業事業性評価ガイドライン」（令和3年 水産庁）

(エ) 基本設計に係る仕様の整理

上記検討項目を取りまとめ、次年度以降の基本設計に向け、①基本施設の配置と作業動線、②飼育槽、濾過槽、ポンプ施設等基本施設、③その他（電力供給、排水処理施設等）等基本設計に係る基本的な仕様について検討する。

(オ) 概算事業費の算定及び費用対効果の検討

上記で検討した事業内容に応じた概算事業費を算定する。また、事業効果について検討し、費用対効果の分析を行う。

(カ) 事業化に向けた検討

具体的な事業化に向け、養殖事業に関連する補助事業等について整理する。

(5) 標準業務金額（提案上限金額）

7,700,000円（消費税を含む）

3. 募集要領

(1) 受注候補者選定方針

受注候補者の選定については、豊後高田市の職員で構成する「ガザミ陸上養殖施設整備基本設計委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、提案者の技術力、経験、提案内容、価格等を総合的に評価し、最も適格と認められる者を選定する格評価点の合計点が、提案者の内、最高得点者を受注候補者、次の得点者を次点受注候補者として選定する。

(2) 実施スケジュール（予定）

実施内容	実施期間または期日
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和7年4月17日（木）
募集要項等に係る質疑の受付	令和7年5月1日（木）17時まで
募集要項等に係る質疑への回答	随時回答／ホームページ掲載
公募型プロポーザル参加届の提出	令和7年5月1日（木）17時まで
参加確認通知	令和7年5月8日（木）
提案書に係る質問書の提出期限	令和7年5月1日（木）17時まで
提案書に係る質問に対する回答	随時回答／ホームページ掲載
提案書の提出期限	令和7年5月1日（木）17時まで
審査（書類審査）	令和7年5月15日（木）
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知 審査結果の公表	令和7年5月21日（水）
契約締結	令和7年6月2日（月）

(3) プロポーザル審査委員会の構成

①委員 市職員5名

②事務局 豊後高田市水産・地域産業課 担当野崎
電話 0978-54-3111 F A X 0978-54-2445
E-MAIL suisan@city.bungotakada.lg.jp

(4) 参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 豊後高田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止要件に該当しないこと。
- ウ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を滞納している者でないこと。
- エ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4. 応募手続き

(1) 公募型プロポーザル参加届の提出

本業務にかかる提案について参加を希望する者は、メール、郵送(必着)または直接持込みにて下記の書類を各1部提出するものとする。

① 提出書類

- i 公募型プロポーザル参加届(様式1)
- ii 会社概要書
- iii 誓約書(様式2)

② 提出期限

令和7年5月1日(木)17時まで

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

令和7年4月17日(木)から令和7年5月1日(木)17時まで

(3) 提案内容

① 提出書類

- i 提案書 7部
- ii 参考見積書及び見積内訳書 7部

② 提出期限

令和7年5月1日(木)17時まで

③ 以下の内容を含む提案書を提出すること。

- i 会社概要(所在地、資本金、従業員数、事業内容等)
- ii 業務実施体制(担当者の氏名、役職、経歴、資格等)
- iii 業務実施方針(本業務に対する基本的な考え方、課題認識、解決策等)
- iv 業務実施計画(具体的な作業工程、スケジュール等)
- v 技術提案(情報収集方法、分析手法等)

- vi 同種又は類似の業務実績（過去5年以内の実績を具体的に記載すること）
- vii その他、本業務に関する提案事項
- ④ 提案書等の作成の注意事項
 - i 企画提案所はA4判横書き1枚を1ページとし記載すること。ただし、両面印刷は不可、カラー印刷可。文字の大きさは原則として10.5ポイント以上とすること。
 - ii 参考見積書、見積内訳書には、様式自由により各項目の金額を記載すること。
 - iii その他 提案書等の提出期限後の差し替え、追加等は一切認めない。
- ⑤ 提案書評価基準提案書の評価基準は、別表のとおりとする。

(4) 提案書等に係る質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和7年4月17日（木）から令和7年5月1日（木）17時まで（必着）

② 受付場所

事務局 豊後高田市水産・地域産業課 担当野崎
豊後高田市見目110番地 豊後高田市役所香々地庁舎
電話 0978-54-3111 F A X 0978-54-2445
E-MAIL suisan@city.bungotakada.lg.jp

③ 提出方法

質問書（様式3）に質問事項を記入し、電子メールにより事務局へ送付の上、電話で着信確認を行うこと。なお、電話・FAX等での質問は受け付けないので、注意すること。

④ 質問回答について

質問に対する回答は、随時豊後高田市のホームページ上にて公開する。

(5) 提出書類作成上の留意事項

- ① 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。
- ② 公募型プロポーザル参加届についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認出来ない場合には、説明を求めることがある。

(6) 審査の方法

審査は、プロポーザル審査委員会において実施する。

① 書類審査

ア 審査方法

- i 提案書及び参考見積書の内容について、評価基準に基づき審査し、本業務の受託者として適すると認められた者を受注候補者として特定する。
- ii 各審査委員の合計得点数が評価点合計の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定の対象としない。

イ 結果通知

提案書を提出した者の中から、評価点の合計が最上位であるものを受注候補者、第2位であるものを次点受注候補者として特定し、公募型プロポーザル参加届（様式1）に記載

された E-mail アドレス宛に電子メールでプロポーザル選定結果通知書（様式 4）にて通知する。なお提出した提案書が特定されなかった者に対しても、特定されなかった旨をプロポーザル選定結果通知書（様式 4）にて通知する。また、豊後高田市ホームページにも選定結果を公表する。選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

5. 留意事項

提出された書類は返却しない。

提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。

別表) 評価基準

提出された提案書に基づき、下記の項目を総合的に評価し、選定を行います。

書類審査

評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
実施体制の適切性	担当者の経験、 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務責任者の経験・実績（類似業務経験、マネジメント能力等）。 ● 担当者の専門性、スキル。 ● 協力体制の明確性（協力機関、専門家等の選定理由、役割分担）。 ● 人員配置の妥当性（業務量に対する人員数）。 	25
業務実施方針	課題認識の深さ、実現可能性・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案された業務の進め方、スケジュール、情報収集方法、分析手法などが適切かつ効率的であるか ● 業務目的の記述に対する解釈の的確であるか ● 提案内容が技術的、経済的に実現可能であるか。 	25
業務実施計画	工程管理の適切性、資源配分の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業工程が明確に定義され、無理のないスケジュールが組まれているか。 ● 進捗管理体制は整備されているか。 ● 人的資源、物的資源の配分計画が効率的であるか。 	10
類似業務の実績	類似業務の経験、実績が豊富であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の規模、内容。 ● 業務の成果、評価。 ● 過去の経験から得られた知見の活用方法。 	20
見積の妥当性	内訳の明瞭性、市場価格との整合性、リスク要因の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用見積が詳細かつ明確であるか。 ● 市場価格と比較して妥当な金額であるか。 ● 費用の内訳が明示されているか。 	20
合計点			100